

広島市不妊治療費助成事業のご案内

広島市では、特定不妊治療を受けているご夫婦に対して、治療費の一部を助成しています。

1 助成を受けることができる人

次の要件をすべて満たす方です。

- ① 治療開始時に婚姻をしている夫婦であること(事実婚を含む)
- ② 体外受精または顕微授精以外の方法では妊娠が望めないと医師が診断していること
- ③ 指定する医療機関で体外受精または顕微授精の治療を受けていること
- ④ 申請時に、夫婦の両方、またはどちらか一方が広島市内に住所を有していること
- ⑤ 治療開始時における妻の年齢が43歳未満であること



2 助成回数

対象となる子の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の方	43歳になるまでに <u>子どもに通算6回</u> まで
対象となる子の治療開始時の妻の年齢が40歳以上の方	43歳になるまでに <u>子ども通算3回</u> まで
治療開始時の妻の年齢が43歳以上の方	対象外

*回数は、他の都道府県、指定都市及び中核市から受けた助成を含みます。

*特定不妊治療を受け、子を授かった場合、助成回数をリセットすることができます。

回数をリセットする場合は、戸籍謄本等を提出してください。

3 申請方法

(1)申請窓口：お住まいの区の保健センター

(2)申請期限：治療が終了した日の

翌日から起算して原則2か月以内

例) 3月20日が治療終了日

⇒ 5月20日が申請期限日です。

「不妊治療費助成申請に係る証明書」の下の部分に治療期間が記載されます。

<small>その他特記事項</small> <input type="checkbox"/> 今回の治療期間 平成・ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 ~ 平成・ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <small>採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。</small>	
<input type="checkbox"/> 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票登録の有無 有 → 症例登録番号※2 () 無	
主治医氏名 _____	印 _____
(主治医が自署若しくは記名押印)	

4 助成額

1回の治療の費用に対して、以下の金額が上限額となります。

(1) 上限30万円まで助成します。(ただし、治療内容C及びFは除きます)

※以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合(治療内容 C)や、採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合(治療内容 F)は、助成上限額は10万円となります。

(2) 特定不妊治療のうち、男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を行った場合は、1回の治療につき30万円まで助成します。(ただし、治療内容Cは除きます)

5 助成の対象となる治療と助成対象範囲

(1)体外受精・顕微授精の治療内容と助成対象範囲(一部省略) ※網掛け部分が1回の治療の対象になる治療

治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植				妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	助成の上限額(円)	
	薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵			新鮮胚移植		凍結胚移植					
						胚移植	黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法				
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施												助成対象	300,000
B 凍結胚移植を実施*												助成対象	300,000
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施												助成対象	100,000
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												助成対象	300,000
E 受精できず (または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止)												助成対象	300,000
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												助成対象	100,000
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外	-
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止												対象外	-

*B:採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

(2)男性不妊治療について

男性不妊治療の対象となるのは、以下の手術療法となります。

- ・ 精巣内精子回収法(TESE) ・ 精巣上体精子吸引法(MESA)
- ・ 精巣内精子吸引法(TESA) ・ 経皮的精巣上体精子吸引法(PESA)

* 男性不妊治療費助成の申請における注意事項

- ・ 特定不妊治療費助成の妻の助成上限回数の範囲内で、助成を受けられます。
- ・ 指定医療機関において実施した手術に限ります。
- ・ 特定不妊治療費助成の申請と同時に申請する必要があり、原則男性不妊治療単独での申請はできません。ただし、採卵実施前に男性不妊治療を行ったが精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合のみ助成の対象となります。

6 申請に必要な提出書類

① 不妊治療費助成金申請書(様式第11号)

- ・ 振込先の口座名義は申請者としてください。
- ・ 消えるボールペンでの記載は不可です。
- ・ 通帳等をご確認のうえ、楷書ではっきりと記載してください。

② 不妊治療費助成申請に係る証明書(指定医療機関による証明)

- ・ 指定医療機関において作成を依頼してください。

③ 医療機関発行の領収書の写し

- ・ 治療期間中の領収書をすべて添えてください。
- ・ 入院中の食費、差額ベッド代、文書料等は助成の対象になりません。



④ 夫婦の住所及び夫婦であることを証明できる書類

提出書類が世帯により異なります。次のいずれの区分かを確認し、必要な書類を**全て**提出してください。

区 分		必 要 書 類
夫婦が同一世帯の場合	世帯主が夫または妻の場合	・ 住民票(続柄の記載必要、夫婦が世帯構成員として記載されているもの) ・ 戸籍謄本(広島市で初めて申請する時)
	世帯主が夫婦以外の場合	・ 住民票(夫婦が世帯構成員として記載されているもの) ・ 戸籍謄本(住民票提出時は一緒に提出)
夫婦が別世帯の場合		・ 住民票(夫と妻のそれぞれが必要です) ・ 戸籍謄本(住民票提出時は一緒に提出)

※事実婚の場合は、夫婦それぞれの戸籍謄本と別途申立書の提出が必要です。

※発行日が3か月以内のものをご提出ください。

※夫婦の両方が外国籍の場合であり、かつ別世帯の場合で夫婦であることが確認できない場合は、ほかに婚姻証明書の写しが必要です。

※前回書類を提出されてから3か月以内の申請では、提出を省略できる場合があります。詳しくは、前回申請の承認通知書に記載してありますので、申請の際に窓口へご持参下さい。

(ただし、前回提出された書類の内容に変更がある場合は、再度提出をお願いします。)

①不妊治療費助成金申請書 ②不妊治療費助成申請に係る証明書 ③事実婚に関する申立書については、本市ホームページからダウンロードできます。

7 広島市不妊治療費助成事業の指定医療機関

令和3年4月1日現在

【特定不妊治療】

体外受精	顕微授精	指定医療機関	郵便番号	所 在 地	電話番号
○	○	絹谷産婦人科	730-0035	広島市中区本通 8-23 本通ヒルズ 4階	082-247-6399
○	○	広島中央通り香月産婦人科	730-0029	広島市中区三川町 7-1	082-546-2555
○	○	IVFクリニックひろしま	732-0822	広島市南区松原町 5-1 BIG FRONT ひろしま 4F	082-264-1131
○	○	広島HARTクリニック	732-0822	広島市南区松原町 3-1 301	082-567-3866
○	○	県立広島病院	734-8551	広島市南区宇品神田一丁目 5-54	082-254-1818
○	○	香月産婦人科	733-0812	広島市西区己斐本町二丁目 14-24	082-272-5588

【男性不妊治療】

指定医療機関	郵便番号	所 在 地	電話番号
IVFクリニックひろしま	732-0822	広島市南区松原町 5-1 BIG FRONT ひろしま 4F	082-264-1131
いぐち腎泌尿器クリニック	730-0031	広島市中区紙屋町 2 丁目 2-2 紙屋町ビル 5F	082-242-1145

* 指定医療機関についての問い合わせ:こども未来局こども・家庭支援課(電話 082-504-2623)

* 上記のほか、広島市以外の都道府県市が指定している医療機関も、本市の指定医療機関とみなします。

申請・相談窓口一覧

中保健センター (地域支えあい課 地域支援第一係)	広島市中区大手町四丁目 1 番 1 号	TEL082-504-2109
東保健センター (地域支えあい課 地域支援第一係)	広島市東区東蟹屋町 9 番 34 号	TEL082-568-7735
南保健センター (地域支えあい課 地域支援第一係)	広島市南区皆実町一丁目 4 番 46 号	TEL082-250-4133
西保健センター (地域支えあい課 地域支援第一係)	広島市西区福島町二丁目 24 番 1 号	TEL082-294-6384
安佐南保健センター (地域支えあい課 地域支援第一係)	広島市安佐南区中須一丁目 38 番 13 号	TEL082-831-4944
安佐北保健センター (地域支えあい課 地域支援第一係)	広島市安佐北区可部三丁目 19 番 22 号	TEL082-819-0616
安芸保健センター (地域支えあい課 地域支援係)	広島市安芸区船越南三丁目 2 番 16 号	TEL082-821-2820
佐伯保健センター (地域支えあい課 地域支援第一係)	広島市佐伯区海老園一丁目 4 番 5 号	TEL082-943-9733